

議案第4号

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和3年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第29号）の一部を次の
ように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号
の次に次の2号を加える。

（5）児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業の実施に
関すること。

（6）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律
第123号）第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業の
実施に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

2 新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例（昭和51年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条第2号中「前条第4号」を「前条第2号」に改める。

提案理由

新居浜市総合福祉センターにおいて相談支援に関する事業を実施することにより、支援の充実強化に資するため、本案を提出する。